

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート
(対象：令和6年度実施事業)

1 事業基礎情報（Plan）							3 事業評価（Check）														
基本政策		第6章 基本構想の推進のために					事業の実施状況		B	A：計画以上に実施 B：計画どおりに実施 C：計画どおりに実施できず											
施策領域		第2節 人権					事業の必要性 【市民ニーズ】		B	A：高まっている B：変わらない C：薄れている											
施策項目		施策1 人権尊重社会の構築					事業の効率性 【見直す余地】		A	A：余地はない B：余地はある											
事業		人権啓発推進					施策への貢献度		A	A：貢献している B：やや貢献している C：貢献の度合いが低い											
所属		人権推進室					事業の成果・分析		予定どおり実施することができた。 人権啓発品については、研修会等様々な機会を捉えて配布し、市職員、市内事業者、商工会、民生・児童委員、町内会等、より多くの方に対し意識啓発を図ることができた。 職員を対象とした研修会と市内事業者を対象とした研修会については、同時開催することで、事務負担及び費用の軽減を図ることができた。 人権問題は、社会状況等の変化により複雑化、多様化の傾向にあり、関心も高まっている。市民の人権意識の醸成及び高揚を図るためには、継続的な啓発活動等を実施していく必要がある。												
事業概要		同和問題を始めた人権問題の解決に向け、市民の理解を深め、差別のない明るい地域社会を築いていくため、各種施策を推進する。 また、戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さ、戦争・核兵器の悲惨さを広く市民に周知するため、平和事業を実施する。																			
実施形態		■市が直接実施 □一部委託 □全部委託・指定管理 □その他																			
実施根拠		□国・県の制度 ■国・県の制度＋市独自の制度 □市独自の制度																			
根拠法令等		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、部落差別解消推進法、人権擁護委員法																			
2 事業実績（Do）							4 事業の今後の方向性・取組方針（Action）														
年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		今後の方向性		Ⅲ Ⅰ：事業規模拡大 Ⅱ：改善しながら継続 Ⅲ：現状のまま継続 Ⅳ：事業規模縮小 Ⅴ：事業廃止 Ⅵ：事業終了							
予算・決算	予算現額（円）		3,667,000		4,329,000																
	財源内訳	一般財源	3,667,000		4,329,000																
		特定財源等	0		0																
	支出済額（円）		3,443,544		4,088,350																
	不用額（円）		223,456		240,650																
執行率（％）		93.91%		94.44%																	
実施内容		職員、市民及び市内事業者等を対象に、人権啓発品の作成・配布、市ＨＰ・広報紙による啓発記事の掲載、各種研修会の実施・参加等、様々な人権啓発事業を実施した。 性的マイノリティの方を対象に、新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を実施するとともに、市の各種行政サービスへの適用等に取り組んだ。 平和展の開催、平和啓発懸垂幕の掲示等の平和事業を実施した。 人権擁護委員会による人権相談（いじめ、差別、セクハラなど）を偶数月の第四木曜日（うち6月は特設人権相談）に実施した。					今後の取組方針					差別のない社会の実現のため、今後も複雑化、多様化する人権問題に関して、国・県等の関係機関や庁内関係各課と連携を図りながら継続的な啓発活動等を実施し、市民の人権意識の醸成及び高揚を図る。									
年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度											令和8年度		令和9年度		
	指標名	単位																			
活動指標・成果指標	研修会の開催回数	回	2	2																	
	新座市企業人権問題研修会の参加人数	人	46	37																	
	人権相談開設日数	回	6	6																	
	平和展の開催回数	回	1	1																	

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート
(対象：令和6年度実施事業)

1 事業基礎情報（Plan）

基本政策	第6章 基本構想の推進のために
施策領域	第2節 人権
施策項目	施策2 多様性を認め合う社会の形成とジェンダー平等の推進
事業	福祉相談
所属	福祉政策課
事業概要	複合的な福祉課題等について、包括的に相談を受け止め、情報提供や助言を行うほか、内容に応じて関係機関の窓口へつなぐ等の調整を行う。
実施形態	■市が直接実施 □一部委託 □全部委託・指定管理 □その他
実施根拠	□国・県の制度 □国・県の制度＋市独自の制度 ■市独自の制度
根拠法令等	新座市福祉相談室設置規程

3 事業評価（Check）

事業の実施状況	B	A：計画以上に実施 B：計画どおりに実施 C：計画どおりに実施できず
事業の必要性 【市民ニーズ】	A	A：高まっている B：変わらない C：薄れている
事業の効率性 【見直す余地】	B	A：余地はない B：余地はある
施策への貢献度	A	A：貢献している B：やや貢献している C：貢献の度合いが低い
事業の成果・分析	令和6年度から相談室の開室日を週5日に増やしたことで、相談件数は前年度に比べて207件増加した。相談内容も複合課題を抱えたものも多く、庁内外の関係課及び関係機関への案内やつなぎは1,491件にのぼった。令和8年度からの重層的支援体制整備事業の実施に向けて試験的にアウトリーチも行った。「断らない相談窓口」を標榜しているため、どのような相談でもまずは受け止めて問題の整理を行い、その原因に起因している窓口へ案内や繋ぎを行った。AⅠ相談パートナーサービスの使用においては、音声テキスト化機能では誤変換修正のため、録音データを聞き直して修正する作業が必要となり、記録作成に通常よりも時間を要してしまうことから、要約機能の付帯の検討が必要である。	

2 事業実績（Do）

年度			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算・ 決算	予算現額（円）		5,079,000	4,170,000			
	財源内訳	一般財源	4,179,000	2,157,000			
		特定財源等	900,000	2,013,000			
	支出済額（円）		4,957,292	4,129,050			
	不用額（円）		121,708	40,950			
	執行率（％）		97.60%	99.02%			
実施内容			複合的な福祉課題等について、包括的に相談を受け止め、内容に応じて関係機関の窓口へつなぐ、福祉相談を実施した。また、電話・対面の相談業務において、音声を一時的に録音し、自動ガイダンスを表示することにより、相談を受ける職員の判断をサポートし、事務の効率化を図る「ＡＩ相談パートナーサービス」を使用した。 １ 福祉相談員 ３人 ２ 相談日時 月～金曜日（祝日を除く。）午前９時～正午、午後１時～午後５時 ３ 相談件数 ５９２件（面接１６５件、電話４２７件）				
年度			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
	指標名	単位					
活動 指標・ 成果 指標	解決に向けた対応をした割合	％	100	100			

4 事業の今後の方向性・取組方針（Action）

今後の方向性	Ⅲ	I：事業規模拡大 II：改善しながら継続 III：現状のまま継続 IV：事業規模縮小 V：事業廃止 VI：事業終了
今後の取組方針	重層的支援体制整備事業※1の移行準備期間のため、アウトリーチにも力を入れ、途切れない継続的支援を目指して行く。多機関協働事業※2により、複雑化・複合化した相談についても関係機関の役割を整理し、問題解決に向けた調整を図れるよう、支援の方向性を示す。 また、相談員の作業負担軽減に向けて、AⅠ相談パートナーサービスの要約機能の活用等を検討していく。 ※1重層的支援体制整備事業：地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業（社会福祉法第106条の4第2項）本市は令和8年度から事業実施予定。 ※2多機関協働事業：重層的支援体制整備事業のうちの1つの事業。複合的な課題を抱える課題の解きほぐしが求められる事例等に対して、支援を行う事業で、支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理し、ケース全体の調整機能を果たす。	

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート
(対象：令和6年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)

基本政策	第6章 基本構想の推進のために
施策領域	第2節 人権
施策項目	施策2 多様性を認め合う社会の形成とジェンダー平等の推進
事業	配偶者暴力相談支援センター
所属	福祉政策課
事業概要	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターを設置する。
実施形態	☒ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ その他
実施根拠	☒ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度
根拠法令等	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

3 事業評価 (Check)

事業の実施状況	B	A：計画以上に実施 B：計画どおりに実施 C：計画どおりに実施できず
事業の必要性 【市民ニーズ】	A	A：高まっている B：変わらない C：薄れている
事業の効率性 【見直す余地】	B	A：余地はない B：余地はある
施策への貢献度	A	A：貢献している B：やや貢献している C：貢献の度合いが低い
事業の成果・分析	令和6年度から配偶者暴力相談支援センター事業を開始したことにより、相談件数は前年度に比べて247件増加した。一時保護についても、前年度に比べて5件増加、医療機関からの通報も1件あり、以前にも増して潜在化している被害者を早期発見し、被害者支援を行うことが出来るようになったと考える。証明業務を行うことが可能になったため、支援内容の充実を図ることができた。	

2 事業実績 (Do)

年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算・決算	予算現額（円）		0	4,807,000			
	財源内訳	一般財源	0	3,026,000			
		特定財源等	0	1,781,000			
	支出済額（円）		0	4,232,589			
	不用額（円）		0	574,411			
	執行率（％）			88.05%			
実施内容			配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者の相談対応、安全確保、自立に向けた情報提供や関係機関との連携調整、保護命令制度の利用についての情報提供、保護する施設についての情報提供、連絡調整を行った。 1 正規職員 2人、女性相談支援員 2人 2 相談日時 月～金曜日（祝日を除く。）午前8時半～午後5時15分 3 相談件数 来庁 213件、電話 346件、訪問等15件				
年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	指標名	単位					
活動指標・成果指標	被害者支援を行った割合	％		100			

4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)

今後の方向性	II	I：事業規模拡大 II：改善しながら継続 III：現状のまま継続 IV：事業規模縮小 V：事業廃止 VI：事業終了
今後の取組方針	被害者支援のためのコーディネートを迅速かつ円滑に行うことができるよう、庁内外の関係機関との連携を図り、的確な対応をとる。高齢者、障がい者、児童虐待とDVが併存するようなケースも多くみられることから、これらの関係課との情報共有を密に行い、協働して支援に当たる。 被害者の更なる情報漏洩防止に向けて、加害者情報共有メンバー間での情報共有のみならず、住基システムにてDVフラグを立てる権限を付与してもらえるよう情報システム課と調整を図る。	